

藤沢市図書館貸出期限票広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、藤沢市図書館財源確保対策実施要領に定める貸出期限票広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載料等)

第2条 広告の掲載料は30,000円/30万枚とし、使い切りまで使用する。

(広告の掲載場所)

第3条 広告を掲載する位置は、総合市民図書館長が指定した位置とする。

(広告の規格)

第4条 掲載する広告の規格は、横40mm、縦40mmとする。

附則

この要領は、令和6年9月1日から施行する。